

一般社団法人青森県臨床工学技士会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人青森県臨床工学技士会と称する。

(主たる事務所等)

第2条 当法人は、主たる事務所を青森県弘前市大字本町53番地に置く。

2 当法人は、理事会の決議により従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

(目的)

第3条 当法人は、臨床工学技士の学術技能の研鑽及び資質の向上に努め、職業倫理を高揚するとともに、技士相互の連帯交流を深め、県民の福祉医療の普及発展に寄与することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 臨床工学技士の学術技能の研鑽及び資質の向上に関すること
- (2) 臨床工学技士の職業倫理の高揚に関すること
- (3) 臨床工学技士の社会的地位の向上と相互福祉に関すること
- (4) 臨床工学に関する刊行物の発行及び調査研究
- (5) 内外関連団体との連帯交流に関すること
- (6) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

(機関の設置)

第5条 当法人は、理事会、監事を置く。

第2章 会員

(種別)

第6条 当法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員臨床工学技士法（昭和62年法律第60号）第3条による臨床工学技士の免許を有し、当法人並びに日本臨床工学技士会の目的に賛同する個人
- (2) 準会員臨床工学技士の免許を有せず、当法人の目的に賛同する個人
- (3) 賛助会員当法人の目的に賛助し、これを援助する団体
- (4) 顧問当法人に顕著な功労のあった者又は学識経験者で、理事会の推薦に基づき社員総会において承認を得た個人

(入会)

第7条 会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、当該年度の会費を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。ただし、顧問に推薦された者は、入会の手続きを要せず本人の承認をもって会員となるものとする。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。ただし、顧問は会費を納めることを要しない。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、第19条第2項に定める社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。この場合、当該会員に対し、決議前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 当該会員が死亡し、又は当法人が解散したとき。
- (2) 第6条1項に規定する免許を失ったとき
- (3) 正当な理由なく、会費の納入が継続して2年以上されなかったとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 社員総会

(種類)

第13条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第14条 社員総会は、正会員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権限)

第15条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 前各号に定めるもののほか、当法人の運営に関する重要事項及びこの定款に定める

事項

(開催)

第16条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、理事会が必要と認めたとき、又は会員の5分の1以上若しくは監事から会議の目的たる事項及び招集の理由を示して請求のあったときに開催する。

(招集)

第17条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。会議を招集する場合、正会員に対して会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面をもって、少なくとも開会の日の7日以前に通知しなければならない。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続を省略することができる。

2 会長は、臨時社員総会を招集する場合、その請求があった日から30日以内に、臨時社員総会を招集しなければならない。

(議長)

第18条 社員総会の議長は、その社員総会において、出席した正会員の中から議長を選出する。

(決議)

第19条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、委任状を含め総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) 公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産の処分

(6) その他法令で定めた事項

(代理)

第20条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

(書面表決等)

第21条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。この場合、会議に出席したものとみなす。

(議事録)

第22条 社員総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

(1) 日時及び場所

- (2) 正会員の現在数
- (3) 会議に出席した正会員数又は氏名（書面表決者及び表決委任者含む）
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要及び発言者の発言要旨
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した正会員の中から、その会議において選任された議事録署名人2名以上が署名捺印する。

（社員総会規則）

第23条 社員総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会規則による。

第4章 役員等

（役員及び会計監査人の設置等）

第24条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事11名以上20名以内
- (2) 監事2名以内

2 理事のうち、1名を代表理事とし、代表理事をもって会長とする。また、2名以内を副会長とし、1名を事務局長、1名を会計とすることができる。

（選任等）

第25条 理事及び監事は、正会員の中から社員総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、事務局長及び会計は、理事会の中から互選により選任する。

3 監事は、当法人又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。

4 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

5 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

（理事の職務権限）

第26条 会長は、当法人を代表し、その業務を執行するとともに会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けた時は、会長があらかじめ指定した順序で、その職務を代行する。

3 事務局長は、事務を統括し会務を処理する。

4 会計は、本会の会計を行う。

5 理事は、理事会を構成し、定款及び総会の議決に基づき会務を執行する。

（監事の職務権限）

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第29条 役員及び会計監査人は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。なお、役員を解任する場合、当該役員に対し、決議前に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第30条 理事及び監事は無報酬とする。

第5章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 会長、副会長、事務局長及び会計の選定及び解職
- (6) その他当法人の運営に関する重要事項

(種類及び開催)

第33条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。
- (3) 監事が必要と認めて会長に招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第3項第2号又は第3号に該当する場合は、その請求があった日から30日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長がこれに当たる。

(決議)

第36条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(書面表決等)

第37条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。この場合、会議に出席したものとみなす。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに署名若しくは記名押印又は電子署名をしなければならない。

(理事会規則)

第39条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第6章 基金

(基金の拠出)

第40条 当法人は、会員又は第三者に対し、基金の拠出を求めることができるものとする。(基金の募集等)

第41条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事会の決議を経て会長が別に定める基金取扱い規程によるものとする。

(基金の拠出者の権利)

第42条 基金の拠出者は、前条の基金取扱い規程に定める日までその返還を請求することができない。

(基金の返還の手続)

第43条 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、一般法人法第141条第2項に定める範囲内で行うものとする。

(代替基金の積立て)

第44条 基金の返還を行うため、返還される基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、これを取り崩すことはできない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第45条 当法人の資産は次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
 - (2) 会費
 - (3) 寄付金品
 - (4) 資産から生ずる財産
 - (5) 事業に伴う収入
 - (6) その他の収入
- (事業年度)

第46条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第47条 当法人の収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。収支決算書については、毎事業年度の終了後3カ月以内に収支計算書、貸借対照表及び財産目録とともに監事を経て、社員総会の承認を得なければならない。

2 やむを得ない理由により、収支予算が成立しないときは、予算成立の日まで前年度の予算を執行する。

3 前項の規定により暫定予算が執行された場合における収支は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

第8章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第48条 この定款は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の4分の3以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

(解散)

第49条 当法人は、一般法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総正社員の半数以上であって、総正会員の議決権の4分の3以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属等)

第50条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第9章 専門委員会

(委員会)

第51条 当法人の事業を推進するために必要あるときは、会長は、専門委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから理事会が選任する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 事務局

(設置等)

第52条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び事務局員を置く。
- 3 事務局員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

第11章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第53条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第54条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第12章 附則

(委任)

第55条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(最初の事業年度)

第56条 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人の成立の日から平成22年3月31日までとする。

平成21年6月18日 作成

平成21年6月22日 承認

平成21年6月25日 登記

平成26年6月15日 改定